

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議について

平成 28 年 6 月 1 日
関係府省庁申合せ
平成 30 年 3 月 27 日
一部改正

1. 趣旨

我が国では、窒息や溺水、転落をはじめとする事故等によって、14 歳以下の子供が毎年 300 人ほど亡くなっている。子供たちの明るい未来のためにも、防ぐことのできる事故を可能な限り防止することが必要である。

子供の事故を防止するためには、保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動を効果的に実施することが重要であるが、それだけではなく、教育・保育施設等の関係者による取組、子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等を総合的に取り組む必要がある。

こうした子供の事故防止に向けて、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置する。

2. 目的

子供の事故防止に関連する関係府省庁の連携を図り、子供の事故の実態及び子供の事故防止に向けた各種取組等を情報交換する。あわせて、効果的な啓発活動の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

3. 構成員（※）

消費者庁 消費者安全課長（議長）

内閣府 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

警察庁 刑事局捜査第一課長

総務省消防庁 総務課長

文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課長

厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官

厚生労働省 子ども家庭局母子保健課長

農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課長

経済産業省 商務情報政策局製品安全課長

国土交通省 総合政策局安心生活政策課長

海上保安庁 交通部安全対策課長

（※）議題に応じて、代理、追加の出席も可とする。

4. 庶務

消費者庁消費者安全課において処理する。